

## 社会福祉事業一覧

社会福祉法の条文	社会福祉法上の事業名	個別法上の事業名	個別法の名称	個別法の条文	
<b>第一種社会福祉事業</b>					
第2条第2項第1号	救護施設	救護施設	生活保護法	第38条第2項	
	更生施設	更生施設		第38条第3項	
	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業	医療保護施設			第38条第4項
		授産施設（保護授産施設）			第38条第5項
		宿所提供施設			第38条第6項
生計困難者に対して助葬を行う事業	葬祭扶助		第18条		
第2条第2項第2号	乳児院	乳児院	児童福祉法	第37条	
	母子生活支援施設	母子生活支援施設		第38条	
	児童養護施設	児童養護施設		第41条	
	障害児入所施設	障害児入所施設		第42条	
	児童心理治療施設	児童心理治療施設		第43条の2	
	児童自立支援施設	児童自立支援施設		第44条	
第2条第2項第3号	養護老人ホーム	養護老人ホーム	老人福祉法	第20条の4	
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム		介護保険法	第8条第27項
		介護老人福祉施設		第8条第22項	
	地域密着型介護老人福祉施設				
軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉法	第20条の6		
第2条第2項第4号	障害者支援施設	障害者支援施設	障害者総合法	第5条第11項	
第2条第2項第6号	婦人保護施設	婦人保護施設	売春防止法	第36条	
第2条第2項第7号	授産施設	授産施設（社会事業授産施設）	（社会福祉法）	（第2条第2項第7号）	
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	生活福祉資金貸付制度			

# 社会福祉事業一覧

社会福祉法の条文	社会福祉法上の事業名	個別法上の事業名	個別法の名称	個別法の条文		
<b>第二種社会福祉事業</b>						
第2条第3項第1号	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	生計困難者に対する相談支援事業、総合相談支援事業など	(社会福祉法)	(第2条第3項第1号)		
第2条第3項第1号の2	認定生活困窮者就労訓練事業	認定生活困窮者就労訓練事業	生活困窮者自立支援法	第16条		
第2条第3項第2号	障害児通所支援事業	児童発達支援	児童福祉法	第6条の2の2第2項		
		医療型児童発達支援		第6条の2の2第3項		
		放課後等デイサービス		第6条の2の2第4項		
		居宅訪問型児童発達支援		第6条の2の2第5項		
		保育所等訪問支援		第6条の2の2第6項		
	障害児相談支援事業	障害児相談支援事業		第6条の2の2第7項		
	児童自立生活援助事業	児童自立生活援助事業		第6条の3第1項		
	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業		第6条の3第2項		
	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業		第6条の3第3項		
	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業		第6条の3第4項		
	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業		第6条の3第5項		
	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業		第6条の3第6項		
	一時預かり事業	一時預かり事業		第6条の3第7項		
	小規模住居型児童養育事業	小規模住居型児童養育事業		第6条の3第8項		
	小規模保育事業	小規模保育事業(定員10人以上)		第6条の3第10項		
	病児保育事業	病児保育事業		第6条の3第13項		
	子育て援助活動支援事業	子育て援助活動支援事業		第6条の3第14項		
	助産施設	助産施設		第36条		
	保育所	保育所		認定こども園法	第39条第1項	
				保育所型認定こども園	第2条第7項	
児童厚生施設	児童厚生施設	児童福祉法	第40条			
児童家庭支援センター	児童家庭支援センター		第44条の2第1項			
児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	利用者支援事業	子ども・子育て支援法	第59条第1項			
第2条第3項第2号の2	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園	認定こども園法	第2条第7項		
第2条第3項第2号の3	養子縁組あっせん事業	養子縁組あっせん事業	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	第2条第4号		
第2条第3項第3号	母子家庭日常生活支援事業	母子家庭日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第17条第1項		
	父子家庭日常生活支援事業	父子家庭日常生活支援事業		第31条の7第1項		
	寡婦日常生活支援事業	寡婦日常生活支援事業		第33条第1項		
	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉施設		第38条		
第2条第3項第4号	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人福祉法	第5条の2第2項		
				訪問介護	介護保険法	第8条第2項
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護		第8条第15項
				夜間対応型訪問介護		第8条第16項
	老人デイサービス事業	老人デイサービス事業	老人福祉法	介護保険法	第115条の45第1項第1号イ	
					通所介護	第5条の2第3項
					地域密着型通所介護	第8条第7項
					認知症対応型通所介護	第8条第17項
					介護予防認知症対応型通所介護	第8条第18項
	老人短期入所事業	老人短期入所事業	老人福祉法	介護保険法	第8条の2第13項	
					短期入所生活介護	第115条の45第1項第1号ロ
					介護予防短期入所生活介護	第5条の2第4項
	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護事業	老人福祉法	介護保険法	第5条の2第5項	
					小規模多機能型居宅介護	第8条第9項
介護予防小規模多機能型居宅介護					第8条の2第7項	
認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型老人共同生活援助事業	老人福祉法	介護保険法	第8条第19項		
				認知症対応型共同生活介護	第8条の2第14項	
				介護予防認知症対応型共同生活介護	第5条の2第6項	
				第8条第20項		
				第8条の2第15項		

# 社会福祉事業一覧

社会福祉法の条文	社会福祉法上の事業名	個別法上の事業名	個別法の名称	個別法の条文	
	複合型サービス福祉事業	複合型サービス福祉事業	老人福祉法	第5条の2第7項	
		看護小規模多機能型居宅介護	介護保険法	第8条第23項	
	老人デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	老人福祉法	第20条の2の2	
		通所介護	介護保険法	第8条第7項	
		地域密着型通所介護		第8条第17項	
		認知症対応型通所介護		第8条第18項	
		介護予防認知症対応型通所介護		第8条の2第13項	
		第1号通所事業		第115条の45第1項第1号ロ	
	老人短期入所施設	老人短期入所施設	老人福祉法	第20条の3	
		短期入所生活介護	介護保険法	第8条第9項	
		介護予防短期入所生活介護		第8条の2第7項	
	老人福祉センター	老人福祉センター	老人福祉法	第20条の7	
	老人介護支援センター	老人介護支援センター		第20条の7の2第1項	
第2条第3項第4号の2	障害福祉サービス事業	居宅介護	障害者総合法	第5条第2項	
		重度訪問介護		第5条第3項	
		同行援護		第5条第4項	
		行動援護		第5条第5項	
		療養介護		第5条第6項	
		生活介護		第5条第7項	
		短期入所		第5条第8項	
		重度障害者等包括支援		第5条第9項	
		自立訓練		第5条第12項	
		就労移行支援		第5条第13項	
		就労継続支援		第5条第14項	
		就労定着支援		第5条第15項	
		自立生活援助		第5条第16項	
		共同生活援助		第5条第17項	
		一般相談支援事業		一般相談支援事業	第5条第18項
	特定相談支援事業	特定相談支援事業	第5条第18項		
	移動支援事業	移動支援事業	第5条第26項		
	地域活動支援センター	地域活動支援センター	第5条第27項		
	福祉ホーム	福祉ホーム	第5条第28項		
	第2条第3項第5号	身体障害者生活訓練等事業	身体障害者生活訓練等事業	身体障害者福祉法	第4条の2第1項
手話通訳事業			第4条の2第2項		
介助犬訓練事業			第4条の2第3項		
聴導犬訓練事業					
身体障害者福祉センター			第31条		
補装具製作施設			第32条		
盲導犬訓練施設			第33条		
視聴覚障害者情報提供施設			第34条		
身体障害者の更生相談に応ずる事業			第11条		
第2条第3項第6号	知的障害者の更生相談に応ずる事業	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法	第12条	
第2条第3項第8号	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	無料低額宿泊事業	(社会福祉法)	(第2条第3項第8号)	
第2条第3項第9号	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業	無料低額診療事業		(第2条第3項第9号)	
第2条第3項第10号	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業	無料低額介護老人保健施設利用事業、 無料低額介護医療院利用事業		(第2条第3項第10号)	
第2条第3項第11号	隣保事業	隣保事業		(第2条第3項第11号)	
第2条第3項第12号	福祉サービス利用援助事業	福祉サービス利用援助事業		(第2条第3項第12号)	
第2条第3項第13号 第2条第4項第5号	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業			(第2条第3項第13号) (第2条第4項第5号)